

事務局便り 263号

発行：全国パーキンソン病友の会事務局 2020年6月17日

画期的！ 友の会が長年行ってきた行動が結実。 「パーキンソン病患者への難病対策の推進を求める請願」が 国会の本会議で採択されました。

昨年10月より全国各支部で取り組み、今年4月に国会へ提出した私たちの「請願」が今期末の6月17日、衆議院、参議員共に採択の上、内閣に送付されることが決まりました。

国会請願の意義と流れについては全国会報158号に詳しく掲載しましたが、採択されて内閣に送付されれば所管する官公署（厚生労働省など）は誠実に受理し処理しなければならないと法律に定められています。毎回の国会には数多くの請願が提出されますが、採択されるのは数%です。まったく新たに採択されるのは本当にわずかです。圧倒的に多くの請願は「審議未了」として葬り去られますので、友の会の請願が採択されたことはまったくの画期的なことと言えます。

友の会の国会請願は1978年から実施していますが、毎年大勢の会員・患者が参加して院内集会も開催、大規模に展開してきました。今年も世界パーキンソンデーにあわせて集会と国会行動を4月に予定していましたが、コロナ騒動で集会は中止にせざるを得ませんでした。しかし署名数は昨年を大きく上回り10万筆近くを集約、地元選出国會議員に託して国会に提出しました。

「参議員厚生労働委員会の理事懇談会で請願採択の方向を決めた」という第一報が入ったのは6月15日夕方。他の請願に比べてけっして多いとはいえない署名数、今年は国会もコロナ感染症対応で忙しく、今年も無理かと半ばあきらめていた時期だけに、事務局や本部役員も驚きました。「請願採択」の背景には、国會議員や秘書のみなさんの並々ならぬご苦勞があったものと推察されますが、最も大きな力となったのは、会員の努力の積み重ねであることは間違いありません。一人で何百筆を毎年集める会員や、千筆、2千筆を集めた会員の方が全国にいます。今年は難病法見直しの年、そんな年であればこそ、一層その価値も影響力も大きく感じられます。この成果は今年だけに留めず、また来年も、その次の年も、継続して採択されるよう頑張っていきましょう。

なお、会員の皆さんへ連絡頂くと共に、各支部で署名提出を依頼した地元国會議員の先生へのお礼の報告をお願いいたします。